

失敗しない!! 住宅リフォーム の手引



埼玉県のマスコット
コバトン

あなたは、
こんなふうに
思っていますか？

「私には、リフォームトラブルやリフォーム詐欺は関係ない…」
「被害にあった人は運がわるい…」
「リフォームなんて当分我が家には関係ないし…」
「まあ、そのときは、何とかなるでしょう 家を一軒、買う訳でもないし…」



ちょっと、待ってください。

あなたは、いつ、トラブルやリフォーム詐欺の被害者になるかわかりません。ですから、少しだけお付き合いください。

手引のご利用方法

① **住宅リフォームを全く考えていない人**でも

1 **2** のところだけは読んでください。

② **住宅リフォームを考えている人**は

3 **4** **6** **7** **8** のところも読んでください。

③ **これから工事を始める人**は

5 **6** **7** **8** のところも読んでください。

以上

目次

1 失敗しないリフォームの6つの心得 P3・4

2 悪質訪問販売業者を「警戒」しましょう P5・6

3 リフォームの基礎知識 P7・8

4 リフォームを考えている方へ P9~12

5 見積書・契約書 P13~14

6 リフォーム工事を始める方へ P15~18

7 自己診断チェックリスト P19~20

8 お役立ち情報 P21~22



1 失敗しないリフォームの6つの心得

① 悪質訪問販売業者を「警戒」しましょう！

契約を急いだり、「無料点検だから」といった巧みなセールステクニックにちょっとでも「おかしいな？怪しいな？」と思ったら勇気をもってハッキリ断りましょう。

販売目的を隠し、無料点検と称しての訪問は違法です。

相談先

埼玉県消費生活支援センター ☎048-261-0999

埼玉県消費生活支援センター熊谷 ☎048-524-0999

住まいるダイヤル(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター ☎0570-016-100



② なぜ？リフォームするのか考えましょう！



- リフォームする目的をハッキリさせましょう。
- 家族や知人に相談し、リフォームする部分をハッキリさせましょう。
※一人で決めないことが大切です。
- リフォームする内容の重要さで順番をつけましょう。



③ 業者選びは慎重にしましょう！



- 業者に関する情報を集めましょう。
- 時間をかけて慎重に選びましょう。

次のようなリフォーム業者(請負者)を選びましょう！



- 工事の計画と内容を積極的に説明してくれる業者
- 喜んで今までの実績を見せてくれる業者、よく話を聞く業者



◎ 良い業者に巡り合えれば、リフォームは成功したも同然です。

④業者決定の前に「見積書」を取りましょう！



- 「見積書」は必ず複数の業者から取りましょう。
- 「〇〇工事一式」には注意しましょう。
- 最初に「概算見積書」を取り、契約する直前に「最終見積書」を取って金額を確認しましょう。



※「見積書」を取る前に、リフォームする部分を見てもらうことが大切です。

⑤契約は書面でとり交わしましょう！



- 内容を確認した後で書面で契約しましょう。
- できれば、リフォーム工事専用の契約書で契約しましょう。



※契約書は2回以上読んでから印を押してください。
※ちょっとでも不明な点があったら質問しましょう。
※答えに納得できなかったら契約しないことです。

⑥工事中も業者まかせはやめましょう！



- 完成時に見えなくなる部分は業者と一緒に確認しましょう。
- 業者、職人にも「ありがとうございます」「おつかれさまです」などのねぎらいの言葉が大切です。





2 悪質訪問販売業者を「警戒」しましょう

◎悪質訪問販売業者が あなたをねらっています！

悪質訪問販売業者はいつ来るかわかりません。
「たくみな話術」と「強引な方法」で契約をせまってきます。



「おかしいな」と思ったら
“**勇気**”を持ってハッキリ断りましょう！！

<悪質業者の手口>



契約を急ぐ

執拗な訪問

- ・何度断っても、訪問してくる。

強引な契約方法

- ・契約するまで何時までも居座る。

不安をあおる

- ・「無料点検」といつわり、「今のままでは地震の時に倒れますよ」などと不安をあおり、不要な工事を勧める。

次々に契約をせまる

- ・例えば 屋根裏→床下→外壁→その他



そういうときはその場で、
ハッキリと断りましょう！

※契約しないと伝えれば、訪問販売業者は契約を勧めることができません。



そして

埼玉県消費生活支援センター

☎048-261-0999

埼玉県消費生活支援センター熊谷

☎048-524-0999

住まいるダイヤル(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター

☎0570-016-100

に電話相談してください。

◎悪質訪問販売業者の営業トーク

甘い言葉には気をつけましょう！

「無料でお宅を診断させていただきます。」
 「近所で工事をしていますのでお宅もどうですか？」
 「今日中にご契約いただければ工事費半額です。」
 「モニターになっていただいたら十分サービスします。」
 などなど



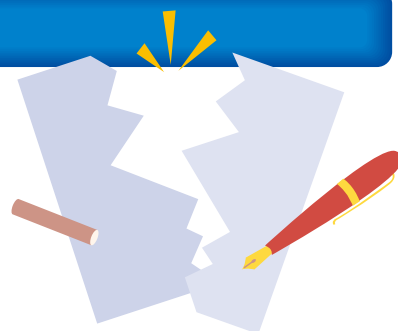
◎悪質商法に「だまされた」と思ったら

契約して「しまった…」と思っても、次のとおり強い味方があります。

“クーリング・オフ”が強い味方です！

※クーリング・オフは訪問販売による契約にのみ有効です。

- 訪問販売による自宅での契約は契約から8日以内なら特定商取引法によって解除（クーリング・オフ）できます。
- 通常必要とされる工事を著しく超える契約を結んだ場合は、契約から1年以内なら特定商取引法によって契約を解除できます。



強引な契約は“消費者契約法等”によって取り消すことができます！

- 消費者をだましたり、長時間に及ぶ居座りなどの強引な勧誘の場合には、消費者契約法等によって契約を取り消すことができます。
 そういう時は、お近くの埼玉県消費生活支援センターか、住まいるダイヤルにご相談ください。





3 リフォームの基礎知識

◎リフォームって何？

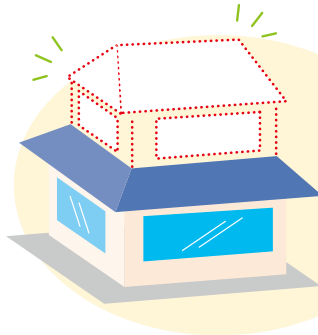
住宅リフォームとは？

- ①家の傷んでいるところを直して長持ちさせる。
- ②住む人の変化（家族が増えた、歳をとった）に合わせて生活しやすくする。
このように、大切な我が家に「より長く」「快適に」住み続けるために行うものです。



住宅リフォームの種類

一般的に住宅リフォームといわれる工事には、



- ①今ある家に建て増しなどする

増改築工事



- ④高齢者・障害者が使いやすいとする

バリアフリー工事

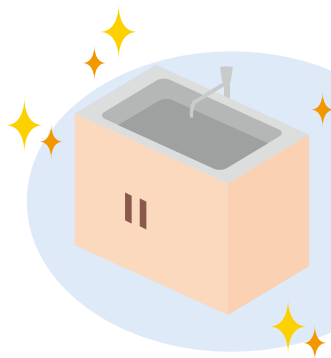


- ②今ある家の傷みを直す

**修繕・改修・
模様替え工事**

- ⑤地震に強くする
(一般的には昭和56年以前に建てられた家)

耐震改修工事



- ③トイレやキッチンなどを新しくする

設備工事



- ⑥環境に配慮しCO₂を削減する

**省エネ
リフォーム工事**

などがあります。

◎リフォームの手順は？

目的

リフォームの目的をはっきりさせる

リフォームの情報を集める

余裕のある資金計画をたてる

業者選び

業者にリフォームする部分を見てもらう

業者を決める前に必ず見積書をとる

業者の決定

信頼のおける業者を選ぶ

契約

業者決定前に必ず書面で取り交わす

工事中の注意事項

工事中も業者まかせでなく自分で現場を見る

検査

第三者機関の検査も受けられます

完了



4 リフォームを考えている方へ(1)

◎まず何のためにリフォームするのか考えてみましょう！

リフォーム実施
を決定

リフォームする“きっかけ”

- 建物や設備の老朽化、子供の成長、二世帯住宅、家族介護、中古住宅の購入等。

“目的”について『家族で話し合う』

- 『住まいのどこに不満や不都合があるのか？』『なにが第一の目的か？』を家族や知人に相談しましょう。※一人で決めないことが大切です。



意見がまとまらないまま、業者に依頼してしまうと、途中で変更することになり、時間と費用が「多く」かかります。

資金計画

- 工事費は、使う材質や工法によって大きく異なります。
工事費にはある程度幅があることを覚えておきましょう。
- 工事費以外にも費用がかかります。
トランクルームのレンタル代や仮住まい、引っ越しなどがあります。
- 公的機関の補助制度が利用できる場合があります。埼玉県のホームページ（ホーム>くらし・環境>住宅>住宅の改修>住民向け>住宅リフォームに関する助成等について）で、県内自治体リフォーム助成制度を紹介していますので、参考にしてください。
⇒ **P22参照**（リフォームされる方向けの融資制度等も紹介しています。）



◎ リフォームを“するぞ”と決めたら次は業者選びです。業者選びに失敗しないポイントを次に載せました!

会社の概要を調べる

- 業者の住所はどこか? 現場と事業所は車で1時間以内が目安!
- リフォーム工事について経験が豊富か?
- 専門業者の団体への加盟や資格を持っている業者か?
※埼玉県住まいづくり協議会リフォーム事業者登録制度登録業者、国土交通省の住宅リフォーム事業者団体登録制度登録団体の構成員である業者など ⇒ P22参照

工事实績を確認する

- 今までの実績(経歴や建物など)を見せてもらいましょう。

きちんとした見積書を出してくれる業者を選ぶ

建築士などに相談する

- 工事の計画や見積書の内容についてアドバイスを受けましょう。
(相談窓口等を、P21に掲載しています。)





4 リフォームを考えている方へ(2)

◎見積書について

「見積書」ってなに？

- 見積書は、使用する材料名、数量、単価、工事費などが記載（又は内訳書添付）された書類のことです。⇒ P13参照
- リフォーム業者（請負者）を決める重要なポイントとなるものです。

見積書を取るときのポイント

- 見積書は複数の業者から取りましょう。
- 現地や設計図などを確認してもらい、リフォームの目的をしっかりと業者に伝えましょう。
- 最初は概算の見積書を取って、契約する直前に最終見積書を取りましょう。
- マンションの場合は管理規約も確認してもらいましょう。
- 見積書は有料の場合がありますので初めに確認しましょう。



**見積書を取ったからといって、
その業者と契約する必要はありません！**



あなたには断る権利があります。



◎ リフォームをまかせる業者を決定するポイント

業者決定のポイント

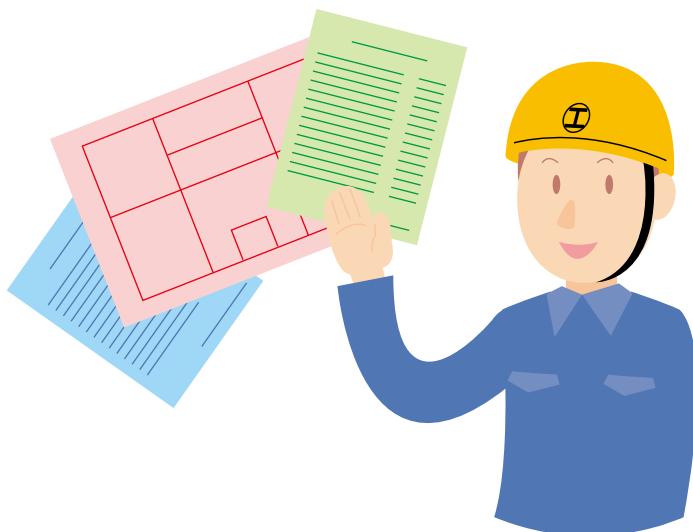
- 希望の内容を把握しているか？
- 見積り内容を説明してくれるか？
- 今までの実績を見せてくれるか？
- アフターサービスがあるか？
- 工事保険に加入しているか？
- 工事内容などを書面で示しているか？



※建築士などに相談しましょう。埼玉県住宅供給公社住まい相談プラザでも相談をお受けしています。⇒ [P21参照](#)

契約締結

- 契約は必ず書面でとり交わしましょう。⇒ [P14参照](#)
- 契約書には必要書類（打ち合わせシート※、契約約款※、工事内訳書、見積書など）をリフォーム業者（請負者）に付けてもらいましょう。必要に応じて設計図や工程表なども付けてもらいましょう。
- 大切なことは、リフォームの内容を書面で残しておくことです。トラブルの時の重要な証拠になります。



※特に重要です



5 見積書・契約書

※これは、埼玉県住まいづくり

◎見積書の記載例と注意事項

① 「御見積書」

見積書は小規模の場合も必ず取ること。

② 「使用材料等」

希望するメーカーや製品が使われているか確認する。
設計図面がない場合、仕上げ材・使用機器・メーカー名等が具体的に明示されていることで、比較検討ができます。

③ 「一式」表示

一式の表示では工事内容がわかりにくいものです。
(ここでは、塗装工事、電気工事、解体廃棄物処理費、諸経費が該当します。)
→業者に説明を受けましょう！

④ 「解体・廃棄物処理費」

廃棄物の処理方法や費用について一式の表示では工事内容がわかりにくいものです。
→業者に説明を受けましょう！

⑤ 「諸経費」

諸経費にはどのようなものが含まれているか確認しましょう。

⑥ 「有効期限」

通常は1か月程度。
短期間の場合は注意する。

書式Ⅳ 作成日時 令和△△年○月□□日

**住宅リフォーム工事
御見積書**

浦和 一郎 様 請負者名 株式会社○×△工務店
代表者 埼玉 太郎
住所 さいたま市浦和区△△町××
TEL 048-8○○-□□□□

務○株
店×式
×△冷
印工社

工事項目	摘要(仕様)	数量	単価(円)	金額	
1. ダイニング工事				508,800	
・ 仮設工事	養生費	17㎡	700	11,900	
	内部簡易足	17㎡	100	1,700	
	清掃片付費	17㎡	900	15,300	
・ 内装工事					
床フローリング	銘柄：(株)△△ 仕様：ヒノキ 厚み 15mm	17㎡	7,800	132,600	
同上貼り手間		17㎡	4,500	76,500	
天井ビニールクロス	銘柄：◎◎(株) 仕様：品番▽▽ 不燃	17㎡	1,800	30,600	
同上下地調整費		17㎡	2,600	44,200	
壁ビニールクロス	銘柄：●●(株) 仕様：品番×× 不燃	40㎡	1,800	72,000	
同上下地調整費		40㎡	2,300	92,000	
塗装工事	木部塗装	1	式	25,000	
電気工事	スイッチ・コンセントプレート取替え	1	式	7,000	
2. 解体・廃棄物処理費	ダイニング内装材撤去	1	式	140,000	
3. 諸経費		1	式	64,800	
※添付書類：見積内容を補足するため、打ち合わせシートは必ず添付します。 本見積書の有効期限は、令和△△年△月△日 までとさせていただきます。				工事価格	713,600
				取引に係る消費税	57,088
				合計(税込)	770,688

担当者印 サイン

◎ 契約書の記載例と注意事項

① 「住宅リフォーム工事請負契約書」

工事金額の大小に関係なく必ず契約書を交わす。
(小規模な工事では標準書式の契約書を使用せず、「請書」などを使用する場合があります。)

② 「工期」

工事開始から終了までの期間

③ 「請負者名」

訪問業者によるリフォームの場合
はしっかりと確認。
念のため会社の登記簿謄本又は
登記事項証明書があれば安心です。

④ 「請負金額」

請負金額のほかに別途費用がか
らないか確認する。

⑤ 「請負条件」

請負条件の記載事項で、工事費に
含まれない内容をしっかりと確認
しましょう。

⑥ 「住宅リフォーム工事打ち合わせシート」「工事請負契約約款」

工事内訳書又は見積書のほか、この
2つの書類も必ず添付してもらう。

⑦ 「支払方法」

高額な工事費の場合は、分割して
支払うのが一般的です。

書式 I 作成日時 令和△△年〇〇月〇〇日

住宅リフォーム工事 請負契約書

印紙 (EP)

工事名称: 浦和 一郎邸改修工事
 工事場所: さいたま市浦和区〇〇町×-〇〇-△
 工期: 令和〇〇年〇〇月△△日から令和〇〇年××月〇〇日

■注文者
 注文者名 浦和 一郎 様 (EP)
 住 所 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

■請負者
 請負者名 株式会社△×△工務店
 代表者 埼玉 太郎 (EP)
 住 所 さいたま市浦和区△△町××-×-〇
 担当者名 埼玉 次郎

1. 請負金額 金 770,688 円 (税込)

2. 工事内訳

工事項目	摘要 (仕様)	数量	単価(円)	金額
1. ダイニング工事		1	式	508,800
2. 解体廃棄物処理費	ダイニング既存撤去	1	式	140,000
3. (諸経費)		1	式	64,800
工事価格				713,600
取引に係る消費税				57,088
合計 (税込)				770,688

■請負条件: 工事用の電気、水道、ガスについては、お客様のものを使用させていただきます。
 また、本工事は見えない部分等の状況により施工内容、並びに工事金額に予測できない変更が生じる場合がありますので、ご了承くださいようお願いいたします。

■添付書類: 工事内容を補足するため次の書類を添付します。(打ち合わせシートと工事請負契約約款は必ず添付する。その他、添付する資料に○印を付ける。)

○住宅リフォーム工事打ち合わせシート ○住宅リフォーム工事請負契約約款・お見積書・仕上げ表

- ・カタログ (1.) (2.)
- ・その他 (1.) (2.)

3. 支払方法 前払金 () 金 円 (税込)
 部分払 () 金 円 (税込)
 竣工払 (工事完了確認後30日以内) 金 770,688円 (税込)
 金 円 (税込)

※この契約の証として本書を2通作成し当事者が署名または記名押印の上各自1通を保有する。
 ※この書類は大切に保管してください。



6 リフォーム工事を始める方へ(1)

◎さあリフォーム工事が始まります。

注文主であるあなたも気をつけることがあります。
次のことに注意して工事を始めましょう。

工事中は日常生活に影響があります

- 工事には、騒音、振動、粉塵がつきものです。
- 工事前には、業者と一緒に近隣に挨拶をすることが大切です。
- 粉塵が出る場合（解体や撤去等）は、散水などの対策をリフォーム業者（請負者）が行う必要があります。

工事前に現場で説明をしてもらいましょう

- どのような工事になるのか「現場（リフォーム箇所）」で説明を受けることが大切です。

工事の進み具合を説明してもらいましょう

- スケジュール表（工程表）を業者からもらいましょう。
- 着工時や中間時に、隠れて見えなくなる部分の説明を受けましょう。
- 工事スケジュールどおりに工事が進んでいるか現場で確認しましょう。
- 工事内容などに疑問が生じたら、現場で責任者に説明を求めましょう。

工程表

○/○ _____
○/○ _____
○/○ _____
○/○ _____

写真による記録

- 着工前から、工事の進行に合わせて写真を残しておきましょう。
※隠れた部分で不良状況が見つかった場合に、その部分をどのように修繕したか、記録しておくことが大切です。
- 業者と一緒に写真を撮り、確認しあうことが重要です。

工事中の変更・追加の際の注意事項

- 工事中の変更は、工事費や工期に影響が出ることが多く、注意が必要です。
- 着工後に計画を変更する場合は、工事内容変更合意書をつくり、設計図などで明確にしましょう。
- 必要に応じて変更後の見積書を取り、変更に対する契約をしてから工事を進めましょう。

業者・職人とのコミュニケーションは大切です

- 業者、職人にも「ありがとうございます」「おつかれさまです」などのねぎらいの言葉が大切です。





6 リフォーム工事を始める方へ(2)

かし ◎リフォーム瑕疵保険

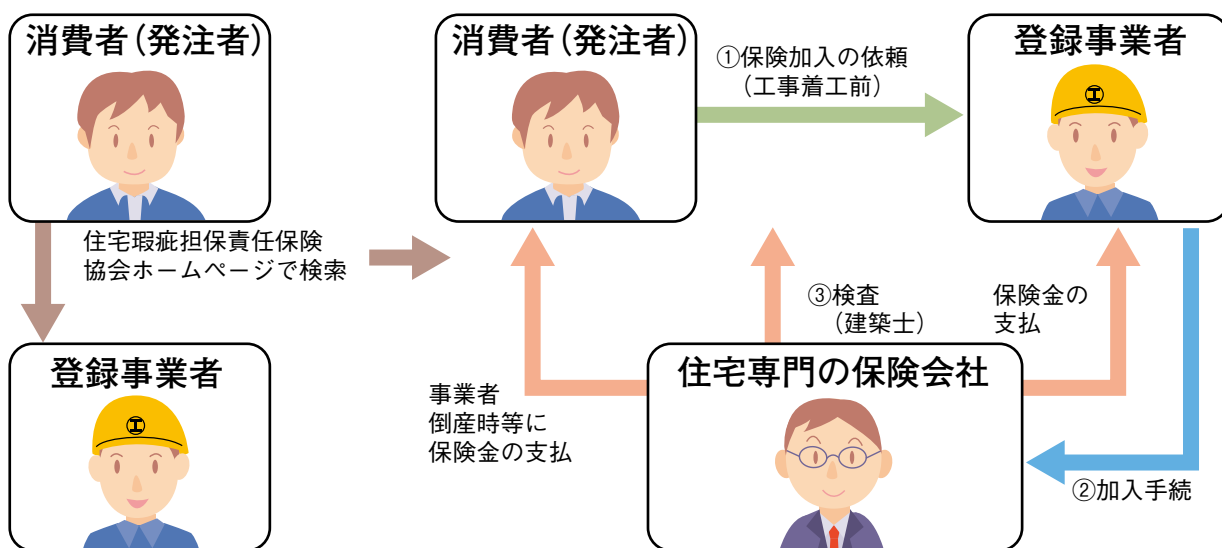


ずさんな工事だったら
どうしよう。どのように
事業者を選べばいいの？



ご希望であれば、
リフォーム瑕疵保険に
加入ができますよ。

- リフォーム瑕疵保険はリフォーム時の検査と保証がセットになった保険制度です。保険に加入すると、後日、工事に欠陥が見つかった場合に、補修費用等の保険金が事業者に支払われます。なお、事業者が倒産している場合等は、消費者（発注者）に対して直接保険金が支払われます。保険加入の際は、住宅専門の保険会社が建築士による現場検査を行います。加入手続は事業者が行いますので、ご希望の場合は、工事契約前（工事着工前）に事業者に依頼しましょう。保険会社に登録している事業者は、住宅瑕疵担保責任保険協会のホームページ（<http://www.kashihoken.or.jp/>）で検索することができます。



住宅瑕疵担保責任保険法人一覧

(平成29年2月現在、五十音順)

住宅瑕疵担保責任保険法人は、現在5法人が国土交通大臣より指定されています（平成29年2月現在）。いずれも全国を対象に業務を行っており、事業者はこの中から自由に選択して保険契約を締結することができます。なお、保険料は各社で異なります。

(株)住宅あんしん保証	☎03-3562-8122	ホームページ http://www.j-anshin.co.jp/
住宅保証機構(株)	☎03-6435-8870	ホームページ http://www.mamoris.jp/
(株)日本住宅保証検査機構	☎03-6861-9210	ホームページ http://www.jio-kensa.co.jp/
(株)ハウスジーメン	☎03-5408-8486	ホームページ http://www.house-gmen.com/
ハウスプラス住宅保証(株)	☎03-4531-7200	ホームページ http://www.houseplus.co.jp/

◎住宅リフォーム工事検査制度

- 住宅リフォーム工事検査制度は、県民の皆様が安心してリフォームを行うことを目的に作られた県の制度です。
- 検査を行うことで、リフォーム工事のトラブルを防止します。また、これによって優良なリフォーム業者(請負者)を育成します。

書類検査

- 工事の前に契約書や図面が適正かどうか検査します。

※書類検査のみの実施も可能です。

建築主(注文者)・
リフォーム業者(請負者)

検査結果
報告書

検査申込み
(有料)

検査

対話形式で行います。

指定検査機関

現場検査

- 工事後(耐震改修は工事中)の施工状態を目視によって検査します。

建築主(注文者)・
リフォーム業者(請負者)

検査結果
報告書

検査申込み
(有料)

検査

目視で行います。

※書類検査及び現場検査の
両方の検査を受けること
をお勧めします。

埼玉県知事

指定

住宅リフォーム工事検査制度に関する問合せ先 ☎048-621-5118

- 指定検査機関 一般財団法人さいたま住宅検査センター (埼玉県さいたま市浦和区岸町7-12-3)

1. 検査は有料です。
2. 検査は埼玉県が指定する指定検査機関が行います。
3. 現場検査はあくまで目視で行うものです。
4. 建築主(注文者)とリフォーム業者(請負者)間のトラブル対応はいたしません。
5. 「不適切である」という検査の結果が出た場合、注文者として、工事のやり直しなどを求めてください。
6. 工事契約に基づく紛争が生じた場合には、各種リフォーム相談窓口(P21)に相談したり、又は、「建設工事紛争審査会※1」の調停等の手続に従って紛争の解決を図る方法もあります。
7. 検査があることで、トラブルの芽を摘むことができ、悪徳業者を締め出すことができます。

※1) 建設工事紛争審査会は建設工事の請負契約を巡る紛争の解決を図る準司法機関です。なお、建設工事紛争審査会への申請には手数料がかかります。

建設工事紛争審査会についての問合せ先：埼玉県県土整備部県土整備政策課 ☎048-830-5262



7 自己診断チェックリスト

※リフォームを始めた方は、次の自己診断チェックリストをご活用ください。

1 見積書もらった時にチェック

- 見積書には打合せ書類が付いているか
- 見積書の有効期間は明記してあるか
- 業者の担当者の押印又はサインはあるか
- 見積書には〇〇一式でなく内訳が書かれているか

※1つでも漏れている場合は
⇒ 13・14ページ

2 契約書に印鑑を押す前に必ずチェック

- 契約書は標準契約書を利用しているか
(小規模な工事では標準書式の契約書を使用せず「請書」などの場合もあります。)
- 請負金額欄(税込)には工事内訳(見積書)があるか
- 契約書には工期が書かれているか
- 請負条件(工事用の電気、水道、ガスの使用等)が書かれているか
- 請負条件に予測できない変更の可能性が書かれているか
- 工事費の支払方法の記載があるか
- 契約書には打合せ書類が付いているか
- 契約書には工事請負契約約款が付いているか
- 契約書は2部作成してあるか
- 設計図などがあるか
(小規模の場合は、カタログ、仕上げ表等)

※1つでも漏れている場合は
⇒ 13・14ページ

※リフォーム工事検査制度を
利用する方法もあります
⇒ 18ページ

3 変更打合せ時のチェック

- 打合せ書類を作成したか
- 打合せ内容、図又はスケッチ等の記入はあるか
- 担当者の印又はサインがあるか

4 工事を変更する時のチェック

- 変更箇所の記入はあるか
- 変更後の仕様が書かれているか
- 工事内容変更合意書を作成したか
- 工事内容変更合意書には打合せ書類が付いているか
- 担当者の印又はサインがあるか
- 変更後の金額の記入はあるか

◆工期を変更する時は

- 変更前の工期が書かれているか
- 変更後の工期が書かれているか

◆請負工事額変更の場合

- 変更前総工事額（税込）が書かれているか
- 変更後総工事額（税込）が書かれているか



5 工事完了時のチェック

- 工事完了が確認できる書類を2部作成したか
- 建築主（注文者）とリフォーム業者（請負者）の印又はサインはあるか
- 工事完了確認年月日の記入はあるか
- 追加工事を依頼した場合の精算書があるか



大事なこと!! チェックに漏れはありませんか



8 お役立ち情報

◎リフォーム相談窓口（ホームページ等）

(1) リフォーム全般に関すること



- 埼玉県住宅供給公社住まい相談プラザ
☎048-658-3017 HP <http://www.saijk.or.jp/>

- 住まいるダイヤル（公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター
☎0570-016-100 HP <http://www.chord.or.jp/>

(2) 契約・解約（クーリング・オフ）など



- 埼玉県消費生活支援センター ☎048-261-0999
・ 埼玉県消費生活支援センター熊谷 ☎048-524-0999

(3) 耐震診断・耐震改修等相談窓口



- 埼玉県都市整備部建築安全課
（耐震診断ホットライン）☎048-830-5527

- 埼玉県建築安全センター
 - ・ 川越建築安全センター ☎049-243-2102
 - ・ 熊谷建築安全センター ☎048-533-8776
 - ・ 熊谷建築安全センター秩父駐在 ☎0494-22-3777
 - ・ 越谷建築安全センター ☎048-964-5294

● 各市町村の建築担当課

- (一社) 埼玉建築士会
☎048-861-8221 HP <http://www.ksaitama.or.jp/>

- (一社) 埼玉県建築士事務所協会
☎048-864-9313 HP <http://www.saijikyō.or.jp/>

- (一社) 埼玉建築設計監理協会
☎048-861-2304 HP <http://www.sekkan.jp/>

(4) 事業者の検索



● リフォーム事業者登録制度

埼玉県住まいづくり協議会事務局 ☎048-830-0033

登録事業者が検索できます。 [HP](http://www.sahn.jp/) <http://www.sahn.jp/>

● 住宅瑕疵担保責任保険登録事業者

登録事業者が検索できます。 [HP](https://www.kashihoken.or.jp/search/) <https://www.kashihoken.or.jp/search/>

(5) 埼玉県内自治体リフォーム助成制度



● 埼玉県都市整備部住宅課

県内市町村のリフォーム助成制度一覧を掲載しています。

[HP](http://www.pref.saitama.lg.jp/a1107/reform/index.html) <http://www.pref.saitama.lg.jp/a1107/reform/index.html>

(6) 融資の制度



● 高齢者向け返済特例制度

- ・ 満60歳以上の方を対象としたリフォーム融資制度
- ・ 毎月の返済は利息のみ
- ・ 元金は申込ご本人がお亡くなりになったときに一括返済
- ・ 一定の条件にあった耐震リフォーム工事、バリアフリー工事が対象

問合せ先 (独)住宅金融支援機構 ☎0120-0860-35

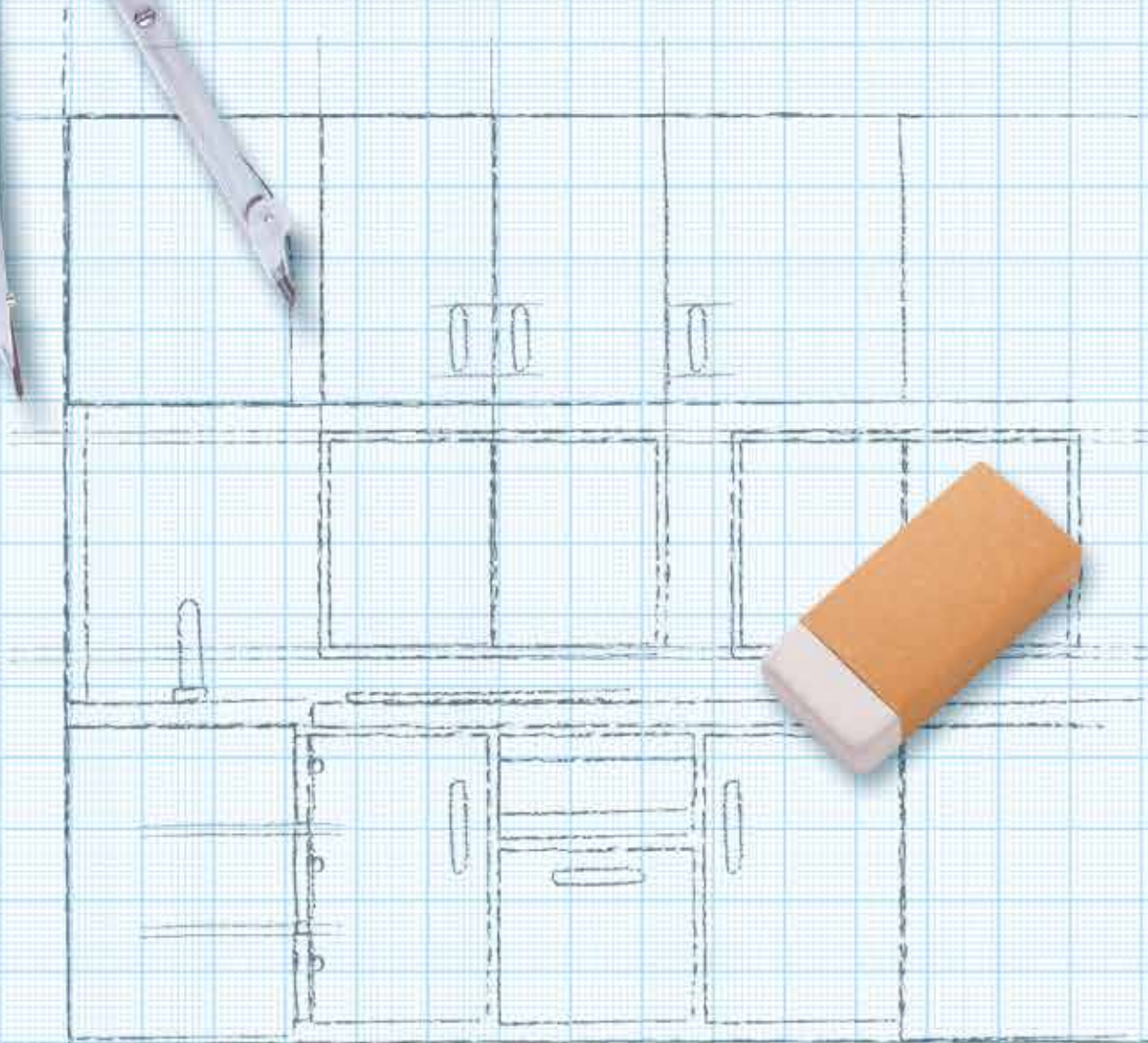
● 増改築相談員・マンションリフォームマネージャー

増改築相談員・マンションリフォームマネージャーを紹介しています

- ・ 増改築相談員：戸建て住宅などの増改築の専門家
- ・ マンションリフォームマネージャー：マンションリフォームの企画、提案を行う専門家

問合せ先 (公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター

☎0570-016-100 [HP](http://www.chord.or.jp/) <http://www.chord.or.jp/>



環境にやさしい
ベジタブルインキを使用しています

発行 埼玉県都市整備部住宅課
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
☎ 048-830-5562



埼玉県のマスコット
さいたまっち

令和3年2月